

岡谷市営住宅の地域対応活用計画に係る目的外使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市営住宅に対する多様な需要に対応し、居住の安定を確保するため、実情に応じた市営住宅の活用を実施することを目的として、地域対応活用における地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用(以下「目的外使用」という。)に関する取扱いについて、岡谷市営住宅条例(平成9年岡谷市条例第32号。以下「条例」という。)及び岡谷市営住宅条例施行規則(平成9年岡谷市規則第35号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人技能実習生等 出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号。以下「法」という。)別表第1の2の表の特定技能又は技能実習の在留資格を有する者をいう。
- (2) 介護事業者 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令(平成31年法務省令第6号)第1号の介護分野の事業者及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第2条第6項の実習実施者(介護分野に限る。)をいう。

(対象住宅)

第3条 目的外使用の対象となる市営住宅は、公営住宅地域対応活用計画(平成21年2月27日国住備第117号国土交通省住宅局長通知による地域対応活用計画をいう。)について国土交通省関東地方整備局長の承認を受けた市営住宅(以下「対象住宅」という。)とする。

(対象者)

第4条 目的外使用を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める者は、この限りでない。

- (1) 市内に事業所を有し、外国人技能実習生等の受入れを行う介護事業者
- (2) 対象住宅の各住戸に2名以上の外国人技能実習生等を入居させることができる介護事業者

(3) 市税に滞納がない介護事業者

(使用許可申請)

第5条 申請者は、岡谷市営住宅目的外使用許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 市営住宅使用誓約書

(2) 入居者の法第19条の3に規定する在留カードの写し（両面）

(3) 介護事業者の履歴事項全部証明書

(4) 介護事業者の市税納税証明書

(使用許可決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、岡谷市営住宅目的外使用許可決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第7条 目的外使用の期間は、1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該期間を更新できるものとする。

2 前条の規定により目的外使用の許可を受けた者（以下「許可決定者」という。）が、前項ただし書の規定による期間の更新を受けようとするときは、許可決定者は、使用期間が満了する日の30日前までに岡谷市営住宅目的外使用期間更新申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、岡谷市営住宅目的外使用期間更新許可決定（却下）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(使用料及び敷金)

第8条 対象住宅の使用料及び敷金は、次のとおりとする。

(1) 対象住宅の毎月の使用料は、条例第10条第3項の規定を準用する。

(2) 対象住宅の敷金は、条例第13条の規定を準用する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。